

# 令和6年度 調理師志望者講習会

令和6年度の調理師試験は、例年のとおり実施される予定です。それに先立ち愛媛県食品衛生協会では、受験志望者を対象に下記のとおり講習会を開催します。

- 主催 一般社団法人 愛媛県食品衛生協会
- 受講料 食品衛生協会の会員 25,300円(税込) 会員外 33,000円(税込)
- 教材等 受講申込書の際、受験願書の用紙を交付し、テキスト及び問題集は、講習会当日に配布します。受講料をお支払いいただいた希望者へは、テキストの事前配布が可能です。講習会当日に忘れないように持参してください。なお、テキスト不要でも受講料の減額はできません。ノート、筆記用具等は各自持参してください。
- 申込方法
  - 必ず開催日の3日前までに最寄りの保健所内食品衛生協会(裏面)へお申し込みください。
  - 当日申込みの方については、テキスト等を用意できない場合もありますので、ご了承ください。
  - 申込みは下記、受講申込書に記入し、受講料を添えて提出してください。(受講者の都合で受講できない場合、お支払いいただいた受講料の返還はいたしません。)
  - 受講申込者には、受講票(兼領収書)を交付します。
- 会場と日時

日 時	会 場	定員	講習科目
7月9日(火)、10日(水) 9時30分～17時30分 (受付9時15分から)	西予市宇和町卯之町4丁目11-2 愛媛県歴史文化博物館 第2研修室	30名	公衆衛生学 食 品 学 栄 養 学
7月24日(水)、25日(木) 9時30分～17時30分 (受付9時15分から)	新居浜市大生院2133-2 愛媛県総合科学博物館 第1研修室	60名	食品衛生学
7月30日(火)、31日(水) 9時30分～17時30分 (受付9時15分から)	松山市山越450 愛媛県男女共同参画センター 3階研修室	50名	調理理論 食文化概論

※最小開催人数(各会場10名)に満たない場合は、中止となることがあります。(申込者には別途連絡します。)

## 調理師志望者講習会受講票(兼領収書)

No. \_\_\_\_\_

会場 西予市 ・ 新居浜市 ・ 松山市 (テキスト事前配布 未 ・ 済)

氏名 \_\_\_\_\_ 様

受講料として \_\_\_\_\_ 円 受領しました。 令和6年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(内訳)受講料: \_\_\_\_\_ 円 消費税(10%): \_\_\_\_\_ 円

一般社団法人愛媛県食品衛生協会  
登録番号: T6500005001367

支部長 ㊞

## 調理師志望者講習会受講申込書

No. \_\_\_\_\_

一般社団法人 愛媛県食品衛生協会長 様

令和6年度調理師志望者講習会を受けたいので受講料を添えて申し込みます。 令和6年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受講者	氏 名	_____	受講料	_____ 円
	住 所	〒 _____		
	電話番号	_____ ※日中連絡がとれる番号をご記入ください。		
	勤務先(屋号)	Tel _____		
受講希望会場 (希望会場を○で囲む)	西予市 ・ 新居浜市 ・ 松山市	テキスト配布	未 ・ 済	

## 申込先：最寄りの地区食品衛生協会

地区協会名	所在地	電話
四国中央地区食品衛生協会	〒799-0404 四国中央市三島宮川4丁目6-55 四国中央保健所内	050-3666-4513
西条新居浜地区食品衛生協会	〒793-0042 西条市喜多川796-1 西条保健所内	0897-56-2273
今治地区食品衛生協会	〒794-0042 今治市旭町1丁目4-9 今治保健所内	0898-23-2500 (内線330)
松山市食品衛生協会	〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5 松山市保健所内	089-923-6785
中予地区食品衛生協会	〒790-0873 松山市北持田町132 中予保健所内	089-913-1790
八幡浜大洲地区食品衛生協会	〒796-0048 八幡浜市北浜1丁目3番37号 八幡浜保健所内	0894-24-6624
宇和島地区食品衛生協会	〒798-0036 宇和島市天神町7-1 宇和島保健所内	0895-23-3330

- 6 その他 会場へ車でお越しの方は、会場の駐車場が満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。  
受講の当日、会場入口の受付で受講票を提示し、テキストと問題集を受け取ってください。

## 調理師試験受験資格

次の学歴及び調理業務従事歴(パートやアルバイトで調理業務をしている場合は原則として週4日以上、かつ1日6時間以上勤務している者であること。)の両方を満たす者に受験資格があります。

学歴	調理業務従事歴	
1 学校教育法第47条(高等学校入学資格)に規定する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業 (喫茶店営業を除く)</li> <li>・魚介類販売業</li> <li>・そうざい製造業</li> <li>・複合型そうざい製造業</li> <li>・集団給食施設における調理業務従事年数</li> </ul>	2年以上
2 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の2年の過程を終わった者		2年以上
3 調理師法施行規則附則第3項に規定する者		ただし、旧国民学校令による国民学校の初等科を修了した者又は学校教育法による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を修了したものは7年以上。